

（仮称）刈谷市コミュニティバス「かりまる」運行業務仕様書

1 目的

本仕様書は、（仮称）刈谷市コミュニティバス「かりまる」の運行及び管理等に必要な事項を定めるものとする。

2 業務名

（仮称）刈谷市コミュニティバス「かりまる」運行業務

3 業務運営に関する基本方針

刈谷市地域公共交通計画で掲げる「市民の暮らしを支え、交流を促し活気を創出する公共交通の実現」を基本方針とし、市民・事業者・行政と共に創り支え合う利便性・快適性の高い持続可能な公共交通体系の実現をめざして、「かりまる」の運行を行うものとする。

安心安全な運行を大前提とした上で、公共交通の利用促進に向けた意識啓発や市民・事業者・行政の連携による利用促進など、共創の視点を持って業務の遂行に努めるものとする。

4 業務内容

（１）業務形態

刈谷市とかりまる運行事業者選定プロポーザルにおける最優秀提案者として選定された運行事業者（以下、「運行事業者」という）で、この仕様書に基づく運行に関する覚書を締結し、運行事業者は、道路運送法第４条による一般乗合旅客自動車運送事業の許可を受けて運行を行うものとする。

（２）業務期間

令和８年２月１日（日）から令和１３年１月３１日（金）まで

（３）運行開始手続

運行事業者は、道路運送法第４条に基づく許可申請をはじめ、運行を開始するために必要な手続きについて、遅滞なく確実に行うこと。

5 運行路線及びダイヤ等

運行開始日から運行する路線及びダイヤについては、別添「(仮称)刈谷市コミュニティバス「かりまる」路線図及び時刻表」を参考とし、便数については、10便以上とする。ただし、一ツ木線については、乗継を考慮した便数設定を優先的に行い、10便以上と同等程度とすることが望ましい。

また、休日ダイヤを別に設定するものとする。

なお、路線やバス停の位置については、効率性や利用者利便性の観点から、本プロポーザル参加者からの提案により変更することを可能とする。(効率的な走行経路の設定等)

6 運行日

各路線の運行日は、原則として、年末年始(12月29日から翌年1月3日まで)を除く毎日の運行とする。

7 運行車両等

(1) 車両条件及び設備

運行車両については、下記条件の車両を業務期間開始の概ね1か月前までに運行事業者が用意するものとする。

①道路運送法第4条に定める一般乗合旅客自動車運送事業による営業車両とする。

②使用する車両は、指定した路線を走行可能であることを前提とし、以下のとおりとする。

ア 東境線、西境線、逢妻線、小垣江線、東刈谷線

刈谷市が指定する中型ノンステップバス(56人乗車可能)

イ 一ツ木線、依佐美線

刈谷市が指定する中型ノンステップバス(36人乗車可能)

③受注者は、車両に「※刈谷市コミュニティバス」、「かりまる」及び「路線名」の表示をすること。※決定された名称を表示

④運行事業者は、使用する車両の燃料購入、管理、点検整備(定期点検及び車検)及び修繕を行い、法令上の整備及び安全運行に必要な整備を行うこと。

なお、運行事業者は、これらに係る全ての費用、全ての諸税を負担すること。

自賠責保険、任意保険についても、運行事業者の負担とする。

⑤運行を行う車両には、安全管理のためドライブレコーダー（前後左右、車内）を運行事業者で設置、管理する。

⑥料金箱については、運行事業者が準備したものを使用する。

ただし、決定されたキャッシュレス関連の機材が料金箱の機能を含む場合、料金箱は刈谷市が貸与したものを使用する。

⑦車両に無線機等を備え、常に車両と連絡がとれる体制を確保すること。

⑧車両に備えられている前後横方向幕・放送装置・行先停名表示器等のソフトを必要に応じて作成すること。

⑨使用する車両は、刈谷市が支給するデザインをもとに車両全面ラッピングを施工すること。なお、費用については、運行経費に含めるものとする。

⑩キャッシュレス関連の機材は刈谷市から貸与するものとし、設置は刈谷市が行う。

⑪刈谷市が実施する、広告事業（車両本体、車内サイネージ）や車内アナウンス事業等に協力するものとする。

⑫使用する運行車両は本業務以外の目的に使用してはならない。

⑬受注者は、上記①の車両が故障した場合等に備え、予備車両を用意すること。

なお、予備車両による運行の場合も、「※刈谷市コミュニティバス」、「かりまる」及び「路線名」の表示をし、これに必要な経費を負担すること。

また、予備車両へのキャッシュレス関連の機材の付け替えは運行事業者が行うこと。

※決定された名称を表示

（２）車両の保管場所・待機場所

①車両の保管場所は運行事業者が用意すること。

②運行中の待機場所は、別添「バス待機場所一覧」のとおり刈谷市にて用意する。

８ 停留所

（１）停留所は、刈谷市が設置した停留所を使用するものとする。

(2) 運行事業者は、停留所の破損等を発見した場合は速やかに刈谷市に連絡すること。

(3) 新しく停留所を設置する場合は、刈谷市が設置する。

9 運賃及び支払い方法等

(1) 運賃

運賃は道路運送法第9条第4項に規定する協議会で決定するものとする。

(2) 支払い方法

現金及びキャッシュレス決済

※キャッシュレス決済の詳細は現時点で未確定

(3) 利用できる券種

①定期券（紙券、キャッシュレス決済等）、乗継券、回数券等で運賃を支払いきるものとする。

乗継券：運行路線間を乗り継ぐ場合（1回のみ）は、運転手は「かりまる」車内において当日限り有効な乗継券を発行する。

②定期券等の発行は、バス車内、刈谷市が指定する公共施設等で行うものとする。

(4) 利用促進イベント

市が企画する運賃割引イベント等に運行事業者は協力すること。

10 運行経費の負担

(1) 負担の方法

刈谷市の運行負担金は、当該路線の運行に関する予算の範囲内で、次のとおりとする。

【 運行負担金 = (運行経費) - (当該路線に係る運賃実収入 - キャッシュレスの手数料) 】

なお、この運行負担金は、運賃収入の確定時に精算するものとする。

(2) 運行負担金

運行負担金は会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）ごとに（別に定める方法により）支払う。

11 公募時の提案事項に関する報告

- (1) 運行事業者は、公募時の提案事項に基づき運行業務を行うものとし、年度末までに公募時の提案事項の実施状況を報告するものとする。
- (2) 刈谷市は、必要に応じて実施状況の報告を求めることができるものとする。

12 利用者等の報告

運行事業者は、次の各項目について、毎月 15 日までに市へ報告するものとする。

- (1) 各路線の便及びバス停ごとの乗車数（全乗車数、うち車椅子乗車数及び乗継券使用者数）
- (2) 各路線の運賃収入額（日別）
- (3) その他刈谷市が指示する資料

13 運行管理

- (1) 運行事業者は、利用者を安全かつ確実に輸送するよう運行を管理すること。
- (2) 運行事業者は、許認可に係る証書の写し、運行管理者・補助者選任（解任）届出書の写し、事故及び苦情等の処理体制を示した書類等を刈谷市に提出すること。なお、その後提出書類に変更があった場合は速やかに提出すること。
- (3) 車両の点検・車検または故障による代車については、運行事業者が車両を準備し運行すること。
- (4) 運行事業者は、乗務員に一定の制服を着用させ、利用者に対して常に親切で責任ある接客に努めること。

14 管理体制

- (1) 運行事業者は、道路運送法及びその他関係法令等に基づき適切に安全運行を管理すること。
- (2) 運転中に事故が発生した場合は、直ちに事故調査を行い、刈谷市へ事故の詳細を報告するとともに、速やかに事故処理の対応をすること。なお、故障及び苦情等についての対応も同様とする。
- (3) 運行中の事故等による損害または傷害に対する賠償は、運行事業者がその責

を負うこと。ただし、運行事業者の責によらない場合はこの限りではない。

- (4) 運行事業者は、本業務の実施にあたり、損害賠償任意保険に加入しなければならない。
- (5) 天災、その他やむを得ない事由による、運行の変更または中止は、原則、事前に刈谷市と協議の上決定しなければならない。
- (6) 運行事業者は、利用者からの意見や要望があった場合は、速やかに刈谷市へ報告するものとする。また、乗客等からのバス運行に関する苦情があった場合、運行事業者が責任を持って対応し、その内容及び対処等を書面にて速やかに刈谷市に報告すること。

15 業務の継続が困難となった場合の措置

- (1) 翌年度以降において歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合には当該契約は解除することができるものとする。
- (2) 運行事業者の責に帰すべき理由により、業務の継続が困難になった場合、刈谷市は契約を解除することができるものとする。その場合、刈谷市に生じた損害は、運行事業者が賠償するものとする。なお、次期受託者が円滑かつ支障なく本業務を遂行できるように引き継ぎを行うものとする。
- (3) 双方の責めに帰することのできない事由により業務の継続が困難になった場合、業務継続等については双方で協議するものとする。

16 個人情報の保護

運行事業者は、この契約による事務を処理するための個人情報の取り扱いについては、「個人情報の取扱いに係る特記事項」を守らなければならない。

17 その他

- (1) 運行事業者は、関係法令遵守の上、本業務を遂行するものとする。
- (2) 運行期間中に発生した本業務に伴う不慮の事故等に係る一切の責務は、運行事業者が負うものとする。
- (3) 安全運行への課題共有、利用促進策の連携のための刈谷市と運行事業者による定期的な連絡会に出席すること。

- (4) 運行サービス水準（運行路線、運行ダイヤ、運行日、運行車両等）については、必要に応じて双方協議により内容を変更することができるものとする。
- (5) 定期券等の印刷製本費等は刈谷市が負担する。
- (6) 「かりまる」バスロケーションシステムに関する機材を車載させ、常に正常な位置情報が把握できるよう措置すること（システム故障等による不具合は対象外）。
- (7) 当該仕様書に定めのない事項及びこの仕様書の内容の解釈に疑義が生じた場合は、双方協議によりこれを定める。
- (8) 運行事業者決定後に当該仕様書の内容に変更が生じた場合は、双方協議により内容を変更するものとする。